

(熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県議会議員に対する報酬等に関する条例(昭和28年熊本県条例第11号の2)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「第15条の5第5項」を「第15条の5第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とし、同条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。